

かわさき環境教育学習プロジェクト規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、かわさき環境教育学習プロジェクトとする。

(目 的)

第2条 本会は川崎を中心とした地域において、環境教育・環境学習、ESD、SDGsを推進し、持続可能な社会を実現することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1)環境教育・環境学習の実施
- (2)子どもの自然体験、環境学習を行う、こどもエコちゃんズクラブの実施
- (3)気候変動教育の推進
- (4)環境教育・環境学習、ESD、SDGsに関わる市民、団体との情報交換
- (5)市民・事業者・行政等の連携推進
- (6)その他、上記(1)～(5)を実施するために必要なこと

(会 員)

第4条 本会の会員は、環境教育・環境学習、ESD、SDGsに取り組んでいる市民、団体とする。

(入 会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、本会で承認された者が入会を認められる。

(届出事項の変更)

第6条 会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合は、ただちに本会に届け出るものとする。

(退 会)

第7条 会員は、退会届を本会に提出し、本会を退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき、または団体が解散したとき。
- (2) メールアドレスや電話番号が失効し、音信が不通になったとき。

(役 員)

第8条 本会は次の役員を置くことができる。

- (1)代表:1名
- (2)会計:1名

(運営会議)

第9条

- (1) 必要に応じて、運営会議を開催し、運営に必要な事項を協議・決定する。
- (2) 新規参加や変更は運営会議で協議し決定する。
- (3) 代表は必要と認めるとき、運営会議を招集することができる。

(任期)

第10条 代表の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(財源)

第11条 本会の活動に要する資金は、事業収入、助成金等をもってこれに充てる。

(会計)

第12条 本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

(所在地)

第13条 本会の所在地は川崎市内とする。

(設立日)

第14条 本会の設立日は、2015年4月1日とする。

付則

2015年4月1日施行
2021年4月1日改定